

NEW TOPICS

◆平成30年分の年末調整の申告書類が変わりました◆

年末調整で必要となる生命保険料や地震保険料等の控除証明書が従業員の皆さんのもとにも届いている頃かと思えます。今年も年末調整業務が始まりますが、平成30年から適用された税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額等が改正されたため、平成30年からの年末調整の申告書類が大幅に変更になりました。

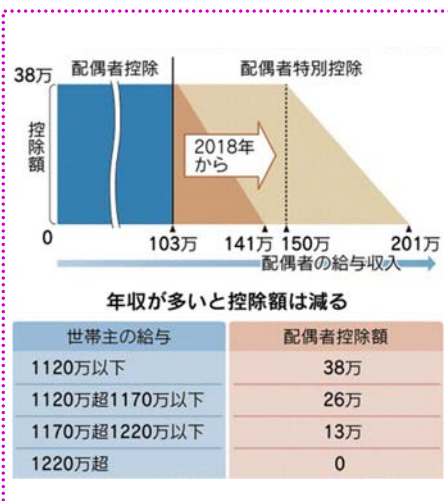
以下、変更点をまとめましたのでご確認ください。

【変更点】

①申告書類が2種類から3種類に増えた

平成29年までは『給与所得者の扶養控除等申告書』と『給与所得者の保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書』の2種類の提出でしたが、平成30年からは『給与所得者の扶養控除等申告書』、『給与所得者の保険料控除申告書』、『給与所得者の配偶者控除等申告書』の3種類を提出することになりました。

具体的には、『給与所得者の保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書』がそれぞれの2枚に分離しました。理由は、平成30年からは『配偶者控除』および『配偶者特別控除』で受けられる金額が、配偶者だけではなく本人(控除を受ける人)の所得要件によって変わるなど、記載事項が大幅に増えたためです。



②『給与所得者の扶養控除等(異動)申告書』には配偶者について2種類の記載があり基準が違う

扶養控除申告書には、配偶者に関して新たに『源泉控除対象配偶者』と『同一生計配偶者』の2種類の記載が出てきました。詳細は次の通りです。

- 源泉控除対象配偶者…下記2つの条件を満たす配偶者
 - ・配偶者の合計所得金額85万円(給与150万円)以下
 - ・本人(控除を受ける人)の所得が900万円(給与1,120万円)以下
- 同一生計配偶者…下記2つの条件を満たす配偶者
 - ・配偶者の合計所得金額38万円(給与103万円)以下
 - ・本人(控除を受ける人)の所得制限なし

但し、所得が38万円以下の同一生計配偶者の場合でも、『給与所得者の扶養控除等申告書』の「A.源泉控除対象配偶者」欄に記載するのは、本人所得が900万円(給与1,120万円)以下の方になりますのでご注意ください。

③配偶者控除を受ける場合は必ず『給与所得者の配偶者控除等申告書』を提出

平成29年までは配偶者控除を受けるには『給与所得者の扶養控除等(異動)申告書』へ配偶者を記載するだけで済んでいましたが、平成30年からは、配偶者控除または配偶者特別控除の適用を受ける場合は、新設された『給与所得者の配偶者控除等申告書』の提出が必須となります。

④『給与所得者の配偶者控除等申告書』は配偶者だけでなく本人の所得も詳細に記入する

『配偶者控除』も『配偶者特別控除』も配偶者と本人(控除を受ける人)の所得要件によって控除を受けられる金額が変わります。そのため、申告書は配偶者、本人についてそれぞれの所得を詳細に記入する様式となりました。特に、副業収入がある人等給与所得以外に他の所得がある人は、その分も含めた合計所得金額を記入する必要があります。

11月の社会保険と労務

◇いよいよ年末調整業務が始まります。扶養控除等申告書・保険料控除申告書・各種控除証明書等、各従業員から提出していただく書類が多いため、11月の段階から計画的に準備しておきましょう。

【お断り】この欄は、相談顧問契約のお客様を対象としています。労働・社会保険諸手続き、給与計算業務をご契約頂いているお客様につきましては、大部分が弊社で行わせて頂く業務になります。

編集後記

以前の編集後記で、「ハロウィン」と「ハロウィーン」、どちらが正しいのか悩んでいると申し上げましたが、調べてみると「ハローウィン」と検索結果が…。悩んでも仕方ないかもしれませんが、やっぱり気になります。どうやら今年も縁がなさそうです…。

さて、私はそろそろインフルエンザの予防接種を受けに行く予定です。皆様も早めの対策を。(田中)



Tsukue・Kato Certified Social Insurance & Labor Consultant Office

机・加藤 社会保険労務士法人

Tsukue & Partners Group

〒150-0043
東京都渋谷区道玄坂1-9-4 ODAビル7階
TEL 03-3463-6671(代) FAX 03-3463-6672
E-mail: tsukue_sr@tsukue-partners.com
<http://www.tsukue-partners.com/>